



長野県告示第371号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年6月9日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ピアステーションきらら	長野県須坂市臥竜1丁目7番17号	平成20年6月1日
養護老人ホーム天龍荘	長野県下伊那郡天龍村平岡299番地	〃 〃
ほっと・はあとヘルパーステーションほたか	長野県安曇野市穂高北穂高2667番地2	〃 〃

(2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
デイサービスセンターやすらぎの森	長野県松本市島立282番地	平成20年6月1日
宅幼老所えんがわ	長野県上高井郡高山村荒井原2160-1	〃 〃

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ピアステーションきらら	長野県須坂市臥竜1丁目7番17号	平成20年6月1日
養護老人ホーム天龍荘	長野県下伊那郡天龍村平岡299番地	〃 〃
ほっと・はあとヘルパーステーションほたか	長野県安曇野市穂高北穂高2667番地2	〃 〃

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
デイサービスセンターやすらぎの森	長野県松本市島立282番地	平成20年6月1日

長寿福祉課

長野県告示第372号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年長野県告示第214号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用します。

平成20年6月9日

長野県知事 村井 仁

第3第4項第1号中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に、「平成18年厚生労働省告示第102号」を「平成20年厚生労働省告示第67号」に改める。

第4第1項第1号中「別表第1」を「次に掲げる区分による別表第1又は別表第2の「入院」欄」に改め、同号に次のように加える。

- ア 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表第1
- イ 平成20年7月1日から 別表第2

第4第1項第2号中「別表第1」を「次に掲げる区分による別表第1又は別表第2の「外来」欄」に改め、同号に次のように加える。

- ア 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表第1
- イ 平成20年7月1日から 別表第2

第4第3項第1号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表1中「入院以外」を「外来」に、

「生活保護法の被保護世帯」

を

「生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」

に改め、同表の備考の4を同備考の5とし、同備考の3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

別表1の備考に次のように加える。

- 6 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

別表1を別表第1とする。

別表2を別表第3とし、別表第1の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第4関係)

小児慢性特定疾患治療研究事業における一部負担限度額表

階 層 区 分		一部負担限度額	
		入院	外来
A	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
C	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
H	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

(備考) 1 「市町村民税が非課税の場合」とは、申請日の属する年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税法(昭和25年7月31日号外法律第226号)第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。

2 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の3、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 3 一部負担限度額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 4 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。
- 5 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記の表に定める額の10

分の1に該当する額をもって一部負担の月額限度額とする。

- 6 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

健康づくり支援課

長野県告示第373号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

平成20年6月9日

長野県知事 村井 仁

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山下 真 臣

東京都港区新橋6丁目8番2号

- 2 開催年月日、内容並びに会場の名称及び所在地

(1) 第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習

ア 開催年月日、内容及び会場

開催年月日	内 容	会場の名称及び所在地
平成20年9月28日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	松本市 長野県松本勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26
平成20年10月1日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	上田市 長野県上田合同庁舎、上田消費生活センター 上田市材木町1-2-6
平成20年10月15日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	箕輪町 伊那プリンスホテル 上伊那郡箕輪町中箕輪8288
平成20年10月26日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	長野市 ホテル信濃路 長野市中御所岡田131-4

イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円
- (4) 業務従事者に対する講習 4,500円

(2) 第2型業務従事者講習

ア 受講対象者、内容及び受付期間

受講対象者	内 容	受 付 期 間
遠隔地に居住する者	業務従事者に対する講習	平成20年12月1日から平成21年1月30日まで

イ 受講料

- 業務従事者に対する講習 4,500円

食品・生活衛生課